

小美玉市震災復興計画



平成 24 年 3 月

小美玉市

目 次

第1章 計画の策定に当たって

- 1. 計画策定の趣旨 1
- 2. 計画の位置づけ 1
- 3. 計画期間 2

第2章 復興方針

- 1. 基本理念 3
- 2. 基本目標 4
- 3. 震災復興計画体系図 6

第3章 復興に向けた取組

- 1. 市民生活の早期再建（市民生活の再生） 7
- 2. 社会生活基盤の整備（公共施設の復旧・復興） 11
- 3. 地域経済の再興（まちの活力を再生） 15
- 4. 心ゆたかな人づくり（人材育成と交流の充実） 18
- 5. 防災力の強化（災害に強いまちづくり） 21

第4章 復興の推進

- 1. 計画の推進体制 24
- 2. 復興財源の確保 25
- 3. 国・県への要望 25

参考資料

- 1. 小美玉市の被災状況等 26
- 2. 復旧・復興事業に関する予算措置の状況 27
- 3. 小美玉市災害復旧計画業務（事業）一覧表 28

第 1 章 計画の策定に当たって

1. 計画策定の趣旨

平成 23 年 3 月 11 日午後 2 時 46 分に発生した東日本大震災は、東北地方を中心に甚大な被害をもたらしました。マグニチュード 9.0 を記録したこの度の地震により、小美玉市内におきましては、幸いにも亡くなられた方や、重度のけがを負われた方はおりませんでした。震度 6 強の激しい揺れは、家屋や道路など市内の建造物に多くの被害をもたらしました。

本市では、地震発生直後に災害対策本部を設置し、市内の被災状況の確認及び応急処置、避難所開設・給水といった災害復旧活動を実施するとともに、窓口など可能な業務から早期に再開を図るなど、市民生活への影響を最小限に止めるための措置を講じてまいりました。

また、4 月には災害の復旧を総合的に推進していくため、災害復旧対策本部を設置し、一日も早い復旧に向けて「みんなの力を一つに！踏み出せ！明日へ！」を合言葉に、小美玉市災害復旧計画を策定し、被災された市民の方々の生活再建の支援や産業経済活動の早期復旧、公共施設、道路・ライフラインなど都市基盤の復旧に全庁を挙げて取り組んでまいりました。

今後は、本市において発生した被害や教訓をふまえ、単なる原状復旧にとどまらず、市の発展や将来を見据えた新たなまちづくりを推進することにより、早期の復旧と市民が家族と地域とのつながりの中で「住んでいてよかった」と日常生活に喜びを感じられる地域づくり、災害に強いまちづくりを実現していくため、「小美玉市震災復興計画」を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

この計画は、東日本大震災からの本格的な復興に向けて、復興に対する本市の基本的な考え方や施策の方向性を示すものです。

また、この計画に定められた基本理念や復興に向けた取り組みなどについては、地域防災計画のほか、小美玉市総合計画基本構想（平成 20 年～29 年度）及び後期基本計画（平成 25 年～29 年度）に適切に反映させていくことで、中長期的な視点からも活力ある市の復興に資することとし、市総合計画と市基本計画を補完する震災対策の特別計画として位置付けます。

3. 計画期間

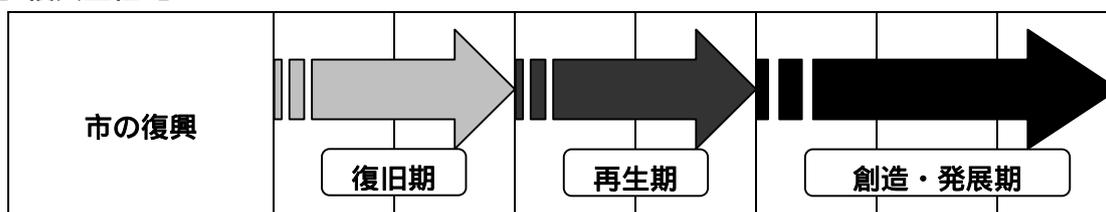
本市においては、壊滅的な被害は免れることができましたが、公共施設をはじめ多くの建物が一部損壊などの被害を受けました。市では、市民の生活再建や生活に直結する道路、公共施設の復旧を優先的に取り組んでまいりました。

また、総合的な防災対策の見直しや停滞した経済の活性化など早急な対応が求められていることから、計画期間については、現在の復旧計画を継承し、平成23年度を初年度とする27年度までの5年間とし、28年度以降に実施する施策や事業については、小美玉市総合計画に位置づけながら着実に取り組んでまいります。

【 計画期間 】

年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
復旧計画 (H23)	復旧計画						
震災復興計画 (H23～H27)	震災復興計画						
総合計画 (H20～H29)	基本構想(平成20～29年度)						
	前期基本計画	後期基本計画(平成25～29年度)					

【 復興工程 】



復旧期：生活の再建、都市基盤・生産基盤の復旧に集中的に取り組む期間

再生期：社会的機能や社会経済活動の復旧を完了させるとともに、地域再生の基礎づくりに取り組む期間

創造・発展期：災害に強い、安心と活気あふれるまちづくりの実現に向けて、創造的復興、発展に取り組む期間

第2章 復興方針

1. 基本理念

今回の東日本大震災は、市内全域において甚大な被害を及ぼしました。建物等の損壊が4,000件を超え、電気、水道等のライフラインが寸断されるなど市民生活に直接的に大きな影響を与えました。

この震災からの一日も早い復旧・復興を果たすことは、全ての市民の願いでもあり、取り組まなければならない課題でもあります。

被災者の生活再建を最優先に取り組み、震災前の安定した暮らしを早期に実現するとともに、恵まれた自然環境や地域社会の絆を大切に守り育てながら、住み慣れた地域コミュニティの中で、子どもや高齢者、障がい者をはじめ全ての市民が、より安全で、より安心して暮らせる社会の形成を目指していかねばなりません。

また、この震災によって、改めて自然の驚異を目のあたりにするとともに、助け合いの精神による人と人との結びつきの強さ、大切さを学び、災害時の備え、情報伝達の重要性を痛感いたしました。災害を未然に防ぐ努力はもちろんのこと、起きてしまった災害の被害をいかに縮小させる努力、減災にも取り組み、災害に強く安心して暮らせるまちづくりを実現していく必要があります。

復興は現在の市民のみならず将来の市民のためのものという考えのもとに、単なる現状復旧にとどまらず、人口の減少や少子高齢化の進行、環境問題、地域コミュニティの振興などの現代社会を取り巻く諸問題にも対応した新たなまちづくりを推進することにより、早期の復旧と創造的な復興・発展を図ることとし、「活力あふれる安心安全なまちづくり」を震災復興計画の基本理念といたします。

2. 基本目標

本計画では、復興の基本理念に基づき、東日本大震災において発生した被害や教訓を踏まえるとともに、市の発展・将来像を見据えた復興を実現するために、5つの基本目標を定めて早期の復旧・復興に取り組みます。

(1) 市民生活の早期再建

【市民生活の再生】

地震の被害が、市内全域におよび建物等の損壊がいちじるしい為、市民の生活支援の充実を図るなど、被災者が一日も早く震災前の暮らしに戻れるよう、安心して暮らせる為の復旧に努めます。

特に、生活の基礎となる家屋が全壊や半壊を含め多くが損壊しており、住居として供することが困難な市民の安全を確保するとともに、修復による二次被害の防止を推進する為の支援策を講じます。

また、住宅再建支援や生活基盤の復旧などハード面のほかに、医療・福祉、心のケア等ソフト面での対応を行い、被災者一人ひとりに着目した、きめ細かな支援を行います。

(2) 社会生活基盤の整備

【公共施設の復旧・復興】

市民生活や産業活動の早期回復を図るため、市内各所において被害を受けた水道、公共下水道などライフラインの復旧、道路・橋梁等の主要な交通網の復旧、河川及び池の堤防、護岸などの危険箇所の改善、緊急時の避難用道路の整備充実に努めます。

また、庁舎等行政施設の早期復旧により正確な情報をいち早く市民に伝達できるよう災害時の危機管理体制の強化を図ります。

さらに、市内各所にある小中学校等教育施設や公民館等の公共施設は避難所として開設するなど災害時の重要な拠点となるため、公共施設の早期復旧・復興に努め、安全で安心な拠点として整備を進めます。

(3) 地域経済の再興

【まちの活力を再生】

地震により被災した農畜水産業・商業・企業等の健全な回復には、迅速な復旧が不可欠です。被害を受けた産業経済活動の早期復旧を図るとともに、産業の復活は、市が今後も発展していくための基本となる課題であり、単に震災からの復旧にとどまらず、更に持続的な発展を続けるために、活力ある産業構造を構築し、農業農村整備事業をはじめ多様な産業再生に向けた取り組みを進めます。

また、原子力発電所の被災に伴う放射線による風評被害は、農畜水産業や観光産業などへ大きな打撃を与えており、安全性を高め風評被害のトラブルの抑制に努めるとともに、正確な情報公開の提供により、流通機能や地産地消の回復を進めます。

(4) 心ゆたかな人づくり

【人材育成と交流の充実】

今回の災害を「想定外」という言葉で納得するのではなく、災害への備えや起きてしまったからの減災への取り組み等防災意識の醸成や、改めて人と人との絆の大切さを学んだことにより、一人ひとりの意識の向上を図ります。

人と人を繋ぐ3つの糸、すなわち、「人と人との結びつき」が、より「強い絆」となり、その「想いを続ける」ことが重要であり、日頃から年齢、性別を問わず交流できる機会を創出し、コミュニケーションの充実を図ります。

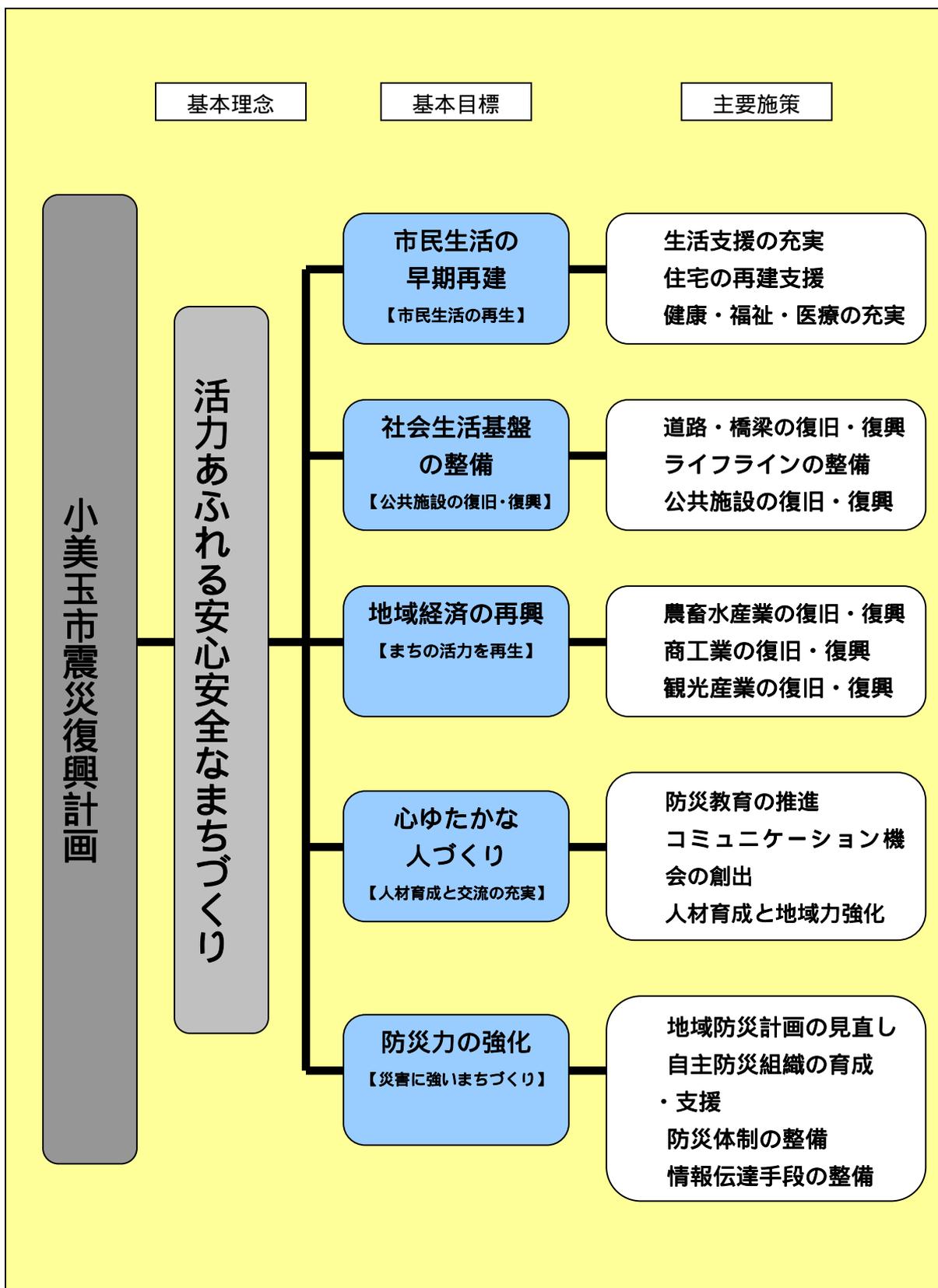
(5) 防災力の強化

【災害に強いまちづくり】

災害時に重要な情報通信体制等の強化及び災害備蓄品の整備を図ります。また、今回の東日本大震災の教訓を踏まえ、人命の尊重を第一に、国、県、市をはじめ、市民、団体、NPO、企業、地域コミュニティ等などの多様な主体の参画のもと、自助・共助・公助の連携による協働のまちづくりの推進により、ハード対策のみならずソフトも組み合わせながら、多重防災型の災害に強いまちづくりの実現を図ります。

さらに、地域防災計画を再検証し、より適切に、よりスムーズな災害対応ができるように見直しを行います。

3. 震災復興計画体系図



第3章 復興に向けた取組

1. 市民生活の早期再建（市民生活の再生）

（1）現状と課題

地震発生直後から、市内全域において停電、断水が発生しライフラインが途絶されるとともに、全壊・半壊を含め 4,000 件以上の住宅で屋根・壁・ガラス等の被害を受け、さらに多くの塀や墓石が倒壊するなど、市民生活に大きな打撃を与えました。このため、開設した 9 箇所の避難所に、一日最大で約 1,400 人の避難者が集まり、長期間不自由な生活を余儀なくされました。

住宅に被害を受け今後の生活に不安を抱えている、特に、高齢者世帯や避難所で不便な生活を強いられている市民の生活再建を最優先に取り組まなければなりません。

また、震災の影響で体調を崩された方、様々なストレスを抱えた方など心身の健康を阻害された方も多く、市民が健康を回復していくことが課題となっています。特に、高齢者、障がい者や避難所入所者などへのきめ細かなケアが必要であり、震災を契機に認知症などの症状が進む場合もあり、その対応の充実も図る必要があります。

さらに、原子力発電所の事故による放射性物質による健康被害が懸念されています。

今後は、震災前の安定した暮らしを早期に回復するため、生活全般にわたって被災者の生活再建を目指すことが課題となっています。



市内各所でみられた塀の倒壊



避難所での生活

(2) 施策の基本方向

一日でも早く震災前の安定した暮らしを実現するため、被災者の視点に立ち、生活全般にわたって市民の安心・安全を確保するよう、以下の施策に取り組めます。

生活支援の充実

被災者が各種支援制度を円滑に利用できるよう、関係機関との連携のもと相談窓口の設置、生活資金の支給や貸付、児童・生徒の就学支援、固定資産税、各種保険料、保育料等の減免により復旧に向けた経済的負担を軽減させるなど、被災者の生活支援の充実を図ります。

住宅の再建支援

住宅を全壊及び半壊又は一部損壊等で、住宅として供する事が困難な市民の安全を確保するとともに、公営住宅などの一時入居住宅の提供により被災者の住環境の早期改善を図ります。

住宅再建や宅地地盤復旧は自力での復旧・再建が原則ですが、被災者生活再建支援法や国、県の補助事業、融資制度などを活用し、早期に住宅再建の支援を進めます。

健康・福祉・医療の充実

被災後の市民の心の健康を保持するため、うつ病対策、高齢者の認知症対策などを含めた、こころのケア対策や各種相談事業を充実します。

また、在宅の高齢者や障がい者などへの健康相談の訪問指導や安否確認、栄養、運動指導などを充実させ高齢者、障がい者にやさしいまちづくりに取り組めます。

さらに、放射線対策事業の推進として、放射線の測定や除染など放射線対策の方針を策定し、市民の健康被害、不安払拭の為の事業を推進します。



屋根の修復作業



避難者の車両

(3) 復興施策

生活支援の充実

事業名	事業の概要	事業主体 (市の窓口)
災害に関する総合窓口の設置	総合相談窓口の設置、全国避難者情報システムの受付	市 (市民課)
情報提供事業	市広報紙、ウェブサイトにて、災害対策本部、災害復旧対策本部等の情報を伝達	市 (秘書広聴課)
被災者生活再建支援事業	被災者生活再建支援法に基づき住宅の被害程度と再建方法に応じた支援金を給付	国・県 (地域振興課)
県災害見舞金制度	県内において発生した自然災害により被害を受けた方に対する見舞金	県 (社会福祉課)
市住宅災害見舞金制度 【平成 23 年度事業】	市内において住宅の被害を受け、修復が必要な方への見舞金	市 (社会福祉課)
義援金の支給	被災者に対する義援金の交付	県 (社会福祉課)
災害援護資金貸付	負傷又は住居、家財が被害を受けた世帯への資金の無利子貸付	県・市 (社会福祉課)
りさい証明の交付	りさい証明書の早期発行に対応	市 (地域振興課)
市税等の減免措置	震災により住宅等に被害を受けた方への市税等の減免措置(固定資産税、国民健康保険税、介護保険料、保育園保育料)	市 (関係各課)
後期高齢者医療保険料の減免措置	一部負担金、保険料の減免	広域連合 (医療保険課)
国民年金保険料の特例免除	住宅、家財、その他の財産が概ね 1/2 以上の損害を受けた場合の保険料の特例免除	国 (市民課)
災害廃棄物の処理事業	住宅等から発生した災害ゴミの臨時集積所の設置及び無料受入れを実施	市 (環境課)
被災宅地危険度判定	応急判定士などの専門家による被害調査の実施	市 (都市整備課)

住宅の再建支援

事業名	事業の概要	事業主体 (市の窓口)
市営住宅への入居	災害により住宅に著しい被害を受けた被災者への市営住宅の提供	市 (都市整備課)
雇用促進住宅への入居	災害により住宅に著しい被害を受けた被災者への雇用促進住宅の提供	国 (都市整備課)
県営住宅への入居	災害により住宅に著しい被害を受けた被災者への県営住宅の提供	県 (都市整備課)
応急仮設住宅対策事業	被災者が市内の民間賃貸住宅に居住する場合、応急仮設住宅として、市が借上げる	市 (都市整備課)
住宅の被害拡大防止 (応急処置)事業	住宅の損壊等に対し、被害の拡大を防ぐためブルーシート等を配布する	市 (地域振興課)
被災建築物応急危険度判定	余震等による二次被害を防ぐため、危険度判定を実施	市 (都市整備課)
被災住宅相談事業	被災した住宅の復旧方法等について、建築士による相談会を実施	市 (都市整備課)

健康・福祉・医療の充実

事業名	事業の概要	事業主体 (市の窓口)
健康相談・こころのケア事業	在宅の高齢者・障がい者への健康相談の充実や福島第一原子力発電所事故による放射性物質の健康被害の相談について、不安払拭のため放射線量の測定結果情報と連携したケア体制の充実を図る また、震災や余震等により、心理的外傷を負った被災者等の心の健康保持増進を図る	市 (健康増進課)
要援護高齢者の安否確認、生活支援	65歳以上の要援護高齢者及び独居高齢者、高齢者世帯の安否確認の実施、ライフライン停止による生活支援の実施	市 (介護福祉課)
放射線対策事業	放射線対策統括室を設置し、放射線の測定や除染など放射線対策の方針を策定し、市民の健康被害、不安払拭の為の事業を実施	市 (環境課)

2. 社会生活基盤の整備（公共施設の復旧・復興）

（1）現状と課題

今回の震災により、道路や上下水道施設等の生活基盤や、市役所庁舎、学校等教育施設、福祉施設、各地区の公民館など、市内の多数の公共施設が大きな被害を受けました。

特に道路、上下水道のライフラインなどについては、市民の生活の安全性や利便性の回復、産業活性化のために、国や県と連携しながら、一日も早い復旧・復興を進める必要があります。

また、災害時、非常時の対応力を高める観点から、幹線道路網の整備は重要であり、災害に強いインフラ整備が求められています。

さらに、市役所庁舎などの公共施設は、災害時における国や県などの行政機関との連絡調整を担う重要な施設であるとともに、多くの人員が収容できる教育施設や文化施設などは、災害時の避難所として使用されることから、安全で安心な拠点として整備しておく必要があるため、早期復旧を進めることが課題となっています。

なお、今回被害が大きかった公共施設は、新耐震基準に適合する施設が少なく、この震災をきっかけとして、公共施設の耐震化を早期に進めることは当然ながら、時代の変化を認識し、従来のように単に施設の更新を行うのではなく、統合や廃止等を含めた様々な対応を検討していく必要があります。



文化センターの天井落下



道路の陥没



道路の亀裂

(2) 施策の基本方向

被災した公共施設の復旧・復興を進めるとともに、災害に強い都市基盤の整備を図るため、以下の施策に取り組みます。

道路及び橋梁等の復旧・復興

国・県・市道の幹線道路や橋梁、生活に密着した道路・側溝などの被災箇所の早期復旧・復興を進めます。

また、河川や池の堤防、護岸などの被災箇所については、安全のため早期復旧を進めます。

さらに、災害時における迅速かつ円滑な避難と安全を確保するため、避難路となる道路網や避難先となる広場や公園・緑地の整備を推進します。

ライフラインの整備

上水道については、安全で安定し、安心できる供給を回復するため、被災箇所の一日も早い本復旧が不可欠であり、最優先に取り組むとともに、併せて老朽管の更新を計画的に推進し、市民の更なる信頼と期待に応えられる水道を構築します。

下水道については、公共下水道管きょ、農業集落排水管きょ、農業集落排水処理場等の下水道施設の本復旧を進め、生活環境の改善や河川水質の保全に取り組みます。

公共施設の復旧・復興

災害時は、あらゆる対応において情報通信手段の確保は重要なことから、災害に強い情報通信基盤を整備する必要があり、また市民生活に欠かせない機能を有する施設として、市役所庁舎等の公共施設の復旧・復興を早急に進めます。

また、学校等教育施設は子どもたちの健全育成に資する施設であり、災害時の避難所としての重要な役割を担う施設でもあるため、早期復旧に努めるとともに、スポーツや文化事業をとおした世代間交流は、地域コミュニケーションの機会創出の場でもあり、地域力の強化につながるため、憩い・ふれあい広場、運動公園や文化施設の充実を図ります。

さらに、今回の震災をきっかけとして、被災施設の状況や、類似施設の適正な配置等を踏まえたうえで、将来を見据えた施設の統合や廃止等の方向性を検討するとともに、学校等教育施設を含めた公共施設の耐震化を早期に進め、安全性や利便性の向上を図ります。

(3) 復興施策

道路及び橋梁等の復旧・復興

事業名	事業の概要	事業主体 (市の窓口)
道路・橋梁・河川等災害復旧及び整備事業	市道、橋梁、河川等の災害復旧及び整備事業	市 (関係各課)
公園等災害復旧及び整備事業	避難場所・広場、公園等の災害復旧及び整備事業	市 (関係各課)

ライフラインの整備

事業名	事業の概要	事業主体 (市の窓口)
上水道災害復旧及び整備事業	浄水場設備及び給配水管等の災害復旧及び整備事業	市 (水道課)
公共下水道災害復旧及び整備事業	管路、処理場設備及びマンホール浮上等の公共下水道災害復旧及び整備事業	市 (下水道課)
農業集落排水災害復旧及び整備事業	管路、処理場設備及びマンホール浮上等の農業集落排水災害復旧及び整備事業	市 (下水道課)
戸別浄化槽災害復旧及び整備事業	戸別浄化槽の災害復旧及び整備事業	市 (下水道課)

公共施設の復旧・復興

事業名	事業の概要	事業主体 (市の窓口)
教育施設等災害復旧及び整備事業	校庭等を含む教育施設等災害復旧事業及び施設の適正配置、耐震化等整備事業 保育所、幼稚園、小学校、中学校、児童クラブ、給食センター等	市 (関係各課)
保健・医療・福祉施設等災害復旧及び整備事業	保健・医療・福祉施設等災害復旧事業及び施設の耐震化等整備事業 四季健康館、小川保健相談センター、玉里保健福祉センター、医療センター、白河診療所、地域活動支援センター「つばさ」作業所等	市 (関係各課)
体育施設等災害復旧及び整備事業	運動公園など体育施設等災害復旧事業及び施設の耐震化・公園等整備事業 希望ヶ丘公園、玉里運動公園、小川運動公園等	市 (スポーツ振興課)

事業名	事業の概要	事業主体 (市の窓口)
社会教育・文化施設等 災害復旧及び整備事業	社会教育・文化施設等災害復旧事業及び施設の耐震化等整備事業 四季文化館、小川文化センター、生涯学習センター、民家園、やすらぎの里小川、小川図書館・資料館、農村女性の家、羽鳥ふれあいセンター、高崎集落センター、小川公民館、美野里公民館、羽鳥公民館、農村環境改善センター、各区公民館整備補助事業、史料館収蔵資料の修復事業等	市 (関係各課)
消防施設災害復旧及び 整備事業	消防施設、設備災害復旧事業及び施設、設備等整備事業 消防署、消防緊急通信指令施設、防火水槽等	市 (消防本部)
その他公共施設等災害 復旧及び整備事業	その他公共施設等災害復旧事業及び施設の耐震化等整備事業 本庁舎、分庁舎、支所、農業会館、市営住宅等	市 (関係各課)



議場の天井落下



壁の崩落(庁舎)



ロッカー等の倒壊(分庁舎)

3. 地域経済の再興（まちの活力を再生）

（1）現状と課題

今回の地震は、市内の産業にも施設の損壊など大きな被害をもたらし、産業経済に多大な影響を与えました。

震災により施設の損壊や、原子力発電所の被災に伴う風評被害は、出荷制限や今後の見通しが立たない中であって生産活動に大きな影響を与えており、離農や規模縮小する経営者の増加、経営不振が予想されます。

農地、農業用施設（農道、用水路、ため池等）、畜産施設、漁港施設等に被害が見られ早急に復旧するとともに、農畜産物に付加価値をつける施策や販売拠点を整備するなど、農業の活性化を図る必要があります。

また、市内の商業・サービス業においては、商品の損傷や施設の損壊などによって、売上の減少や店舗の復旧費用など被害が大きいため経営不安を抱える事業者が少なくなくその支援が必要です。

市内の企業においても、機械機具や施設の損壊などにより、生産活動の一部停止や縮小など、企業経営に支障を来しているため、早期の復旧により被災した企業の経営の安定化を図るとともに、風評被害による取引先の減少が危惧されていることは、市内企業の存続にも大きな影響を与えることから、正確な情報を全国に発信することが必要です。

震災による茨城空港や霞ヶ浦などの観光産業の低迷は、地元サービス業をはじめとする地域活力の低下を招いているため、関連施設の早期復旧を図るとともに、新たな集客施設の整備をすすめる必要があります。

また、自粛ムードによる個人消費の低迷や各種イベントの中止は、観光客の減少につながっており、さらに原子力発電所事故の風評被害が大きく影響しているため、正確な情報の発信を行うなど、不安払拭、イメージの改善を図っていかねばならない課題があります。



茨城空港の天井落下



蓮田の液状化

(2) 施策の基本方向

将来の発展を見据え、より災害に強い産業の形成と農畜水産業の再興、企業活動、観光産業の促進を図るため、以下の施策に取り組みます。

農畜水産業の復旧・復興

農地及び農畜水産業用施設などの災害復旧と併せて、担い手農業者等の営農復旧支援を進めます。また、漁船だまり等の漁業施設及び畜産業施設の損壊等の被害状況を確認し、安全な使用を確保します。

さらに、農畜産物加工施設及び地場産農畜水産物や農畜産加工物の販売拠点整備や、消費を高めるため、風評被害トラブルの抑制に努め、正確な情報公開の提供により、流通機能や地産地消の回復を進めます。

商工業の復旧・復興

商業、サービス業の早期復旧のため、被災した事業者の資金調達に係る負担軽減、個店及び商店街の再建に対する支援、消費需要を喚起する取り組みへの支援を行います。

また、企業においては、被災した事業所再建に対する支援を実施し、経営の安定化の促進を図ります。

さらに、商品や生産物の販売、消費を高めるため、風評被害トラブルの抑制に努め、正確な情報公開の提供により、流通機能の回復を進めます。

観光産業の復旧・復興

観光施設及び関連施設を早急に復旧するとともに、観光関係者や関係機関と連携・協働しながら、観光復旧イベントの開催や、受入態勢の整備、旅行商品の開発、観光産業の拠点づくりを進めます。

また、風評被害を抑制するとともに、本市の個性や魅力情報を県内外に発信し、様々な主体の連携により、地域一丸となったイメージアップ戦略と積極的な観光復旧・復興対策を展開します。



給油所での交通渋滞



ため池の護岸改修工事

(3) 復興施策

農畜水産業の復旧・復興

事業名	事業の概要	事業主体 (市の窓口)
農業用施設等災害復旧及び整備事業	農業用施設等災害復旧事業 被災した農道、水路、ため池（野村田池、手堤池、遠州池等）の災害復旧事業 農畜産物加工施設、販売施設等の整備促進事業	市 (関係各課)
被害農業者支援窓口の設置	原子力発電所事故による農畜水産物の出荷停止や風評被害による損害を受けた農業者支援として、賠償請求市町村協議会を設立し、賠償請求の受付窓口を設置	市 (農政課)
農協系統緊急農業災害資金利子助成事業	原子力発電所事故により損失を受けた農業者が農協系統緊急農業災害資金を借り受けた場合に利子の助成を実施	市 (農政課)

商工業の復旧・復興

事業名	事業の概要	事業主体 (市の窓口)
各種融資制度の相談業務	市内中小企業者の被害状況調査を実施するとともに、震災被害により経営に支障をきたしている方に資金繰り支援、雇用調整助成金、失業給付による支援等各種窓口相談を実施	市 (商工観光課)
プレミアム付商品券の発行事業	プレミアム付商品券の発行を補助し、地域経済の活性化と商工業の振興を図る	市 商 工 会 (商工観光課)

観光産業の復旧・復興

事業名	事業の概要	事業主体 (市の窓口)
観光産業の支援	バスでまわる市内お勧め体験ツアーの企画、農畜水産物風評被害払拭イベントの開催	市 (商工観光課)
「空の駅」整備事業	観光案内や地場製品の販売など、賑わいを創出する集客施設として整備する	市 (空港対策課)
茨城空港ターミナルビルイベント開催事業	震災以降、減少傾向にある空港見学者について、イベント開催により集客力を高めるとともに、市の農畜産物や地場製品の紹介、販売を実施し、風評被害をなくし地域の活性化を図る	市 (空港対策課)

4. 心ゆたかな人づくり（人材育成と交流の充実）

（1）現状と課題

今回の地震は、千年に一度と言われるような大規模なものであり、安定していた暮らしを瞬時に奪い去りました。電気や水道などのライフラインの寸断により、今まで当たり前としていたものへのありがたさ、大切さを学ぶとともに、失くしたときの不便さ、不自由さを身をもって経験しました。

この難局を助け合いの精神による人と人との結びつきの強さで乗り切り、あらためて、人と人との絆の深さを再認識いたしました。

すべてのまちづくりのはじまりは、このまちに住む一人ひとりの市民の存在であり、その原動力は、市民や地域の力です。子どもからお年寄りまで、たくましく健やかに生活を送るためには、共に支えあい、寄り添い地域力を再生しながら、より住みよいまちを再興していくことが必要です。

便利な生活の中で、希薄になりがちな地域の絆を取り戻し、継承し、生涯にわたっていきいきと、誰もが心豊かに安心して暮らすことができるよう共助意識の醸成が求められています。

今回の地震を経験し、その後の被災、生活の不便さを経験した子どもたちは、地域の連携や、助け合いながら絆を大切に自立していける力、他人を思いやる心など、多くのことを学びました。これからも、未来を担う子どもたちが、夢と志をもって、安心して学べる環境整備が重要です。

また、誰もが集い学びあえる機会、年齢、性別などを超えて、ふれあい、交流できる機会の創出が大切で、コミュニケーションの充実を図っていく必要があります。



災害対策本部のホワイトボード



ボランティアによる炊き出し

(2) 施策の基本方向

防災はもとより、学校教育や市民全体の生涯学習を通じて自らが主体的に市のことを考え、積極的に市の発展に向けた活動を行える力を養うとともに、発展的なまちづくりを担う人材の育成・交流をめざし、以下の施策に取り組みます。

防災教育の推進

小中学校や生涯学習の場において、市民の防災意識の醸成、知識の普及を図るため、防災教育を推進するとともに、災害時の対応を学びます。

また、地域コミュニティごとの防災意識の向上や取り組みを推進するため、地域防災訓練の実施など平常時からの共助の体制を強化します。

さらに、災害時に備えて、ラジオ、懐中電灯、非常食等の災害対策物資の備蓄を促すなど各個人の防災意識の向上を図りながら、各地域の防災リーダーの養成を推進します。

コミュニケーション機会の創出

近年、地域社会において、人と人とのふれあいやつながりが希薄になってきており、そのため、都市部では社会とのつながりが切れたことによる、高齢者の孤独死や児童虐待といったような社会問題が生じています。

そのような中、東日本大震災では、避難時やその後の避難所での生活において、住民同士による助け合いの事例が数多く報告されており、震災を機に、地域の絆の大切さがあらためて見直されています。

地域の絆は、短期間に形成されるものではなく、日常生活の中で人と人とが顔を合わせ、ふれあうことから生まれるもので、隣近所の横のつながりと、世代間での縦のつながり、それぞれが結びつくことで、より強く、深い絆となることから、生涯学習や文化活動、スポーツ・レクリエーション活動などをとおして人と人とのふれあう機会の充実を図ります。

人材育成と地域力強化

災害による被害を最小限にとどめるためには、地域の助け合いが重要となるため、地域のリーダーなど人材育成を図るとともに、日頃から災害時要援護者への理解と地域との結びつきを深めるため、災害時要援護者やその家族が地域社会に積極的に参加し、近隣者とのつながりが確保できるよう努めます。

(3) 復興施策

防災教育の推進

事業名	事業の概要	事業主体 (市の窓口)
地域防災訓練	地域防災体制の強化及び地域住民の防災意識の向上を図るため、地域防災訓練の実施	市 (地域振興課)
防災教育の推進	小中学校や生涯学習の場において、市民の防災意識の醸成、知識の普及を図るため、防災教育の実施	市 (関係各課)
学校危機管理対応	小中学校において、避難場所及び避難経路の再点検、震災初動対応の再検証を行い、危機管理対応マニュアルの作成、見直しの実施	市 (学校教育課)

コミュニケーション機会の創出

事業名	事業の概要	事業主体 (市の窓口)
生涯学習の充実	自主講座など市民主体で行う学習活動の支援や市民の活動の場となる公民館・図書館等生涯学習施設の整備、充実を図る	市 (生涯学習課)
文化活動の充実	子どもから高齢者まで、誰でも気軽に芸術・文化事業に触れる機会を提供するとともに、見る、聞くだけでなく、市民自らが事業を企画し参加運営する事業を推進する	市 (生活文化課)
スポーツ・レクリエーションの充実	世代を超えて、誰もが生涯にわたりスポーツ・レクリエーションに親しむことができる社会を目指し、地域スポーツ環境を整えるとともに、スポーツ施設の整備、充実を図る	市 (スポーツ振興課)

人材育成と地域力強化

事業名	事業の概要	事業主体 (市の窓口)
まちづくり組織支援事業	各地域の一体感及び自治意識の醸成を図るとともに、コミュニティ組織の更なる活性化と地域リーダー育成の支援	市 (地域振興課)

5 . 防災力の強化（災害に強いまちづくり）

（1）現状と課題

今回の震災では、多数の家屋、塀等が損壊したほか、電気、水道などのライフラインが途絶し、さらに、電話などの通信手段や道路、鉄道等の交通手段が寸断されるなど、市内全域に大きな被害が及びました。

市では、地震発生直後から災害対策本部を設置し、避難所を開設するとともに、上下水道施設、道路、河川等の被害状況を早急に把握し、応急復旧を進めたほか、断水したことに伴う給水活動や、大量に発生した災害廃棄物の臨時集積所を設けるなど、様々な被災者救援活動に取り組みました。

しかし、今までに経験のない未曾有の災害は、避難所の運営、物資の備蓄、災害時の情報伝達手段確保などの防災体制をはじめ、停電や燃料不足など、エネルギーの供給体制にも大きな教訓を残しました。

また、ボランティアや地域コミュニティ活動の重要性を実感し、震災の被害を最小限に抑えるためには、行政をはじめ、市民、地域団体、消防団、NPO、企業など、それぞれの主体が災害への対応力を高め、協働のまちづくりを実践することが大切であることも再認識されました。大規模な地震や水害などが発生した直後は、行政の災害対応力には限界があり、高齢者や障がい者などの災害時要援護者への支援などについては、地域の共助機能が重要となるため、より一層の組織の育成と充実を図ることが必要です。

今後は、今回の震災の経験、教訓を活かし、地域の防災力の強化を図るため、地域防災計画の検証、見直し等による防災体制の整備や、日頃からスポーツや文化事業をとおしたコミュニケーションの充実を図り市民力を活かした災害に強い地域づくりを進め、市民と一体となって創造、発展的な復興を目指すことが課題となっています。



避難所での生活



夜間の給水活動

(2) 施策の基本方向

今回の震災の経験、教訓を活かし防災体制を強化するとともに、市民力を活かした災害に強い地域づくりを促進し、防災力の強化を図るため、以下の施策に取り組みます。

地域防災計画の見直し

今回の震災の検証を行い、地域防災計画の災害予防計画、災害応急対策及び災害復興計画がより充実強化されるよう、小美玉市地域防災計画の見直しを進めます。

自主防災組織の育成・支援

災害発生時における地域の支援体制の構築を進めるため、各地域における自主防災組織の結成の推進、組織育成のための支援を行い、障がい者や高齢者など災害時要援護者支援対策を進めます。

また、男女共同参画の機会を確保しながら、地域の多様な主体が自ら考え、共に行動するなど、市民一人ひとりの自立と地域の絆により、持てる知恵や力を合わせる協働を強化します。

さらに、地域コミュニティによる避難所運営、自治会等との連携体制の強化を推進します。

防災体制の整備

企業や団体、地域コミュニティ等との連携による共助・公助体制の仕組みづくりを整備するとともに、地域の要である消防団の設備を強化します。

また、災害備蓄の整備を図るとともに、災害時の供給に万全を期すよう関連業者と災害協定を締結し、流通備蓄を進めます。

情報伝達手段の整備

防災無線の難聴地域を解消するとともに、災害時に強い防災無線の整備を進めます。

また、ラジオ放送は、災害時の情報伝達に大きな効果があることから、主要施設への常設に向けた方策を検討します。

(3) 復興施策

地域防災計画の見直し

事業名	事業の概要	事業主体 (市の窓口)
地域防災計画の見直し	災害予防、災害応急対策及び災害復興がより充実強化されるよう地域防災計画の見直しを実施	市 (地域振興課)

自主防災組織の育成・支援

事業名	事業の概要	事業主体 (市の窓口)
自主防災組織の育成・支援	地域の支援体制を進め、自主防災組織の育成、支援を実施	市 (地域振興課)
災害時要援護者支援	障がい者や高齢者など自力避難困難者の支援体制の推進	市 (関係各課)

防災体制の整備

事業名	事業の概要	事業主体 (市の窓口)
消防団機庫等の整備事業	迅速な活動ができるよう防災活動拠点となる分団機庫・詰所を整備する	市 (消防本部)
防災倉庫及び備蓄品整備事業	防災倉庫及び災害備蓄品を整備する	市 (地域振興課)
災害時の支援協定の締結	災害時の物資供給等に万全を期すよう関連業者との災害協定締結の実施	市 (地域振興課)

情報伝達手段の整備

事業名	事業の概要	事業主体 (市の窓口)
防災行政無線放送施設整備事業	防災無線の難聴地域の解消を図るため、災害時に強い防災無線を整備	市 (地域振興課)

第4章 復興の推進

東日本大震災からの一日も早い復旧、復興を目指し、市民や事業者、行政の協働による取り組みを推進するとともに、国や県に対しての要望、必要な財源の確保を図ります。

1. 計画の推進体制

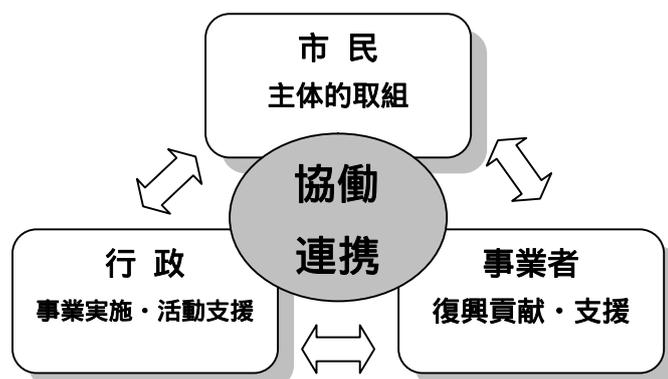
復興の実現には、行政が実施する事業に加えて、市民や地域での主体的な取り組みが重要であり、市民の英知とエネルギーを結集する必要があります。自らが自分自身や家族、財産を守る日ごろからの備えと行動をする「自助」と、隣近所等がお互いに助け合い、支え合って地域を守る「共助」と、行政が支援や活動を行う「公助」が、それぞれの災害対応力を高めることで、災害を最小限に抑えることができます。

地震発生直後から、市内の各地域でコミュニティを中心とする支えあい、助け合い活動が活発に行われ、まさに、「自らの地域は自らの手で築くという精神」であり、大きな力を発揮しました。また、市内事業者からの物資等の提供は、避難者へのあたたかい支援として大きな役割を果たしました。

このように大きな災害時には、行政が行う「公助」だけでは復旧、復興の実現は難しく、その支援は「自助」と「共助」との連携により、円滑に市民一人ひとりに届くようになります。

復興計画を実現するためには、これまでに培われてきた助け合いの精神を財産として、「自助」「共助」及び「公助」といった『協働』がとても重要であり、市民、事業者、行政がそれぞれの役割分担のもとに連携しながら効果的な復興を推進していきます。

【 市民参加と協働による復興の実現 】



2．復興財源の確保

復興計画に掲げた事業について、国、県の支援の動向を踏まえた財政規模等を見極め、事業実施による財政への影響を適切に把握、管理しながら、財政面での展望を見据えた実効性のある計画の推進を図ります。

また、復旧、復興に関する基金を創設するとともに、国・県補助金、交付金等の効果的な活用により、復興事業を適切に推進しつつ、市民及び事業者等との協働による事業展開を促進します。

さらに、国、県による復興支援の充実強化や、歳出削減、歳入向上につながる行財政改革や市債管理を徹底し、持続可能な財政運営と整合する復興計画の推進を図ります。

3．国・県への要望

復旧、復興事業に要する地方負担に対する財源確保について、地方交付税の別枠加算や国庫負担、補助制度の拡充など国や県からの厚い財政支援及び交通渋滞の緩和や災害時の避難経路、物資の輸送として基幹道路の機能拡充を要望していきます。

また、原子力発電所事故による市民への健康被害が懸念されることから、放射線に関する一定の基準を明確化するとともに、きめ細かな測定と結果の公表、除染等の放射線被害の低減化に向けた対策の充実、健康調査や放射線影響による疾病対策等を講じるよう求めています。

さらに、今回の原子力発電所事故の状況を踏まえ、E P Z（防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲）の見直しや安全、災害対策については、今回の事故対応の実態に即した内容に見直すよう働きかけていきます。

参考資料

1. 小美玉市の被災状況等

(1) 災害の概要

地震の名称 平成 23 年 (2011 年) 東北地方太平洋沖地震

発 生	平成 23 年 3 月 11 日 (金) 午後 2 時 46 分
震 源 地	三陸沖(牡鹿半島沖東南東 130 k m 付近 震源深さ 24 k m)
地震規模	マグニチュード 9.0 震度 6 強 (小美玉市)

災害の呼称 東日本大震災 (4 月 1 日閣議決定)

(2) 小美玉市の被災状況

家屋の被災状況

区 分	被害状況調査件数
全 壊	38 件
大規模半壊	26 件
半 壊	146 件
一部損壊	4,145 件
合 計	4,355 件

塀の被災状況

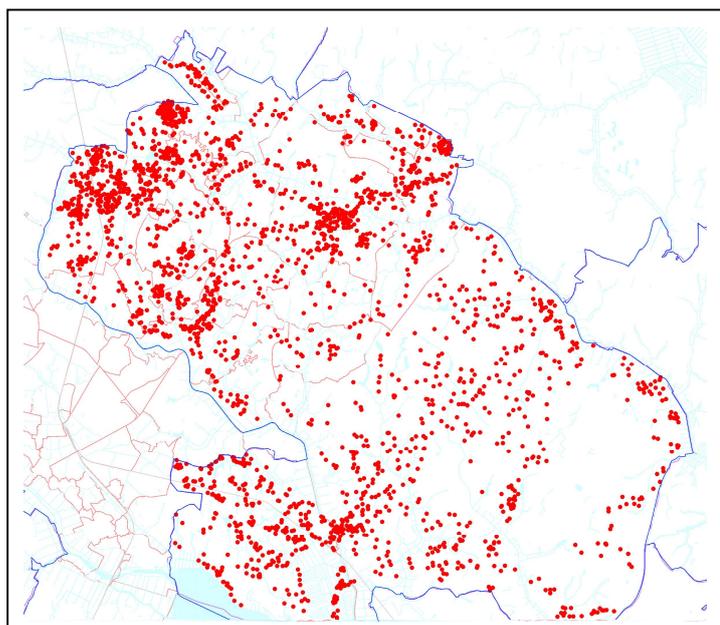
塀の破損・倒壊数
1,569 件

住民の避難状況

避難所開設数
9 箇所 (最大)

避難者数
1,388 人 (最大)
3 月 12 日 (最大)

市内の家屋・塀の被害分布図



(3) 災害対策の経過

ライフラインの復旧状況

電 気	3月13日(日)深夜に市内全域の送電の完了
上水道	3月15日(火)に市内全域の通水
下水道	3月14日(月)に応急復旧完了

小美玉市災害対策本部等の開催

区 分	設置日	備 考
災害対策本部会議	平成23年3月11日	平成23年8月10日まで
災害復旧対策本部会議	平成23年4月8日	

2. 復旧・復興事業に関する予算措置の状況

市では、市民の生活再建を優先的に取り組むとともに、一日も早い復旧をめざし、平成23年4月8日に小美玉市災害復旧対策本部を設置し、復旧の基本方針、基本目標、復旧体制、分野ごとの復旧方針を定めた災害復旧計画を策定しております。

さらに、計画に基づく復旧事業を効率的に進めるため、プロジェクトチームを編成し109の事業について、短期・中期・長期に分類し、進捗管理を実施し、公表しております。

(平成24年3月末日現在)

- (1) 短期事業(平成23年9月末日完了予定) 63事業【63事業完了】
- (2) 中期事業(平成24年3月末日完了予定) 35事業【32事業完了】
- (3) 長期事業(平成24年度以降も継続) 11事業【1事業完了】

災害復旧・復興に係る109事業予算総額 1,224,642千円

小美玉市災害復旧計画業務（事業）一覧表

短期事業 (H23.9月末完了)

中期事業 (H24.3月末完了)

長期事業 (次年度以降継続)

基本目標	基本施策	業務名(事業名)	担当課	予算額(千円)
1 市民生活の復旧	(1) 住宅の再建・生活支援	1 災害に関する総合窓口の設置	市民課	-
		2 情報提供事業	秘書広聴課	-
		3 被災者の市営住宅への入居	都市整備課	-
		4 被災者の雇用促進住宅への入居	都市整備課	-
		5 被災者の茨城県営住宅への入居	都市整備課	-
		6 応急仮設住宅対策事業	都市整備課	5,520
		7 住宅の被害拡大防止(応急処置)事業	地域振興課	2,552
		8 被災建築物応急危険度判定	都市整備課	6
		9 市被災住宅相談建築士派遣業務委託	都市整備課	360
		10 被災宅地危険度判定	都市整備課	-
		11 被災者生活再建支援制度	地域振興課	-
		12 災害援護資金貸付業務	社会福祉課	10,350
		13 市住宅災害見舞金の支給業務	社会福祉課	46,000
		14 県災害見舞金の支給申請の受付業務	社会福祉課	-
		15 東日本大震災茨城県義援金配分業務	社会福祉課	-
		16 りさい証明の交付	地域振興課	1,200
	(2) 生活基盤の再生	17 災害廃棄物処理事業	環境課	23,772
		18 固定資産税等の減免制度	税務課	-
		19 国民健康保険税の減免制度	医療保険課	-
		20 後期高齢者医療保険料の減免制度	医療保険課	-
		21 介護保険料の減免制度	介護福祉課	-
		22 保育料の減免制度	子ども福祉課	-
	(3) 健康・福祉・医療の充実	23 避難所救護業務	健康増進課	-
		24 要援護高齢者の安否確認、生活支援	介護福祉課	-
		25 放射線対策事業	環境課	12,784
2 公共施設の復旧	(1) 公共施設の復旧	26 四季文化館(震災被害状況調査)	生活文化課	-
		27 小川文化センター(震災被害状況調査)	生活文化課	1,890
		28 四季文化館(施設の修繕)	生活文化課	5,520
		29 小川文化センター(施設の修繕)	生活文化課	4,694
		30 本庁舎・分庁舎・農業会館(施設の修繕)	管財検査課	13,298
		31 小川庁舎(施設の修繕)	小川総合窓口課	10,976
		32 玉里庁舎(施設の修繕)	玉里総合窓口課	7,530
		33 四季健康館(施設の修繕)	健康増進課	13,204

2 公共施設の復旧	(1) 公共施設の復旧	34 玉里保健福祉センター(施設の修繕)	健康増進課	1,013
		35 小川保健相談センター(施設の修繕)	健康増進課	578
		36 市営住宅(施設の修繕)	都市整備課	800
		37 地域活動支援センター「つばさ」作業所(施設の修繕)	社会福祉課	95
		38 生活排水汚濁水路浄化処理施設(施設の修繕)	環境課	-
		39 白河診療所(施設の修繕)	医療保険課	200
		40 医療センター(施設の修繕)	医療保険課	1,000
		41 羽鳥保育所(施設の修繕)	子ども福祉課	510
		42 小川公民館(施設の修繕)	生涯学習課	1,212
		43 農村女性の家(施設の修繕)	生涯学習課	4,110
		44 民家園(施設の修繕)	生涯学習課	231
		45 やすらぎの里小川(施設の修繕)	生涯学習課	1,962
		46 羽鳥公民館(施設の修繕)	生涯学習課	1,625
		47 美野里公民館(施設の修繕)	生涯学習課	143
		48 小川図書館・資料館(施設の修繕)	生涯学習課	877
		49 外之内公民館(施設の修繕)	生涯学習課	814
		50 高崎集落センター出入口舗装改修工事(施設の修繕)	生涯学習課	932
		51 各区公民館整備費補助金	生涯学習課	17,849
		52 羽鳥ふれあいセンター(施設の修繕)	生涯学習課	304
		53 農村環境改善センター(施設の修繕)	スポーツ振興課	786
		54 玉里総合運動公園(施設の修繕)	スポーツ振興課	1,073
		55 小川運動公園(施設の修繕)	スポーツ振興課	187
		56 葉師台球場グラウンド(陥没補修)	スポーツ振興課	100
		57 仲丸池公園(築山の補修)	都市整備課	150
		58 小川小学校	学校教育課	6,240
		59 野田小学校	学校教育課	720
		60 上吉影小学校	学校教育課	1,570
		61 下吉影小学校	学校教育課	4,500
		62 橘小学校	学校教育課	3,382
		63 竹原小学校	学校教育課	150
		64 羽鳥小学校	学校教育課	3,777
		65 堅倉小学校	学校教育課	230
		66 納場小学校	学校教育課	18,040
		67 玉里小学校	学校教育課	575
68 玉里北小学校	学校教育課	2,500		
69 玉里東小学校	学校教育課	5,020		

2 公共施設の復旧	(1) 公共施設の復旧	70 小川南中学校	学校教育課	1,786	
		71 小川北中学校	学校教育課	1,500	
		72 美野里中学校	学校教育課	39,964	
		73 玉里中学校	学校教育課	31,370	
		74 竹原幼稚園	学校教育課	80	
		75 羽鳥幼稚園	学校教育課	210	
		76 堅倉幼稚園	学校教育課	320	
		77 納場幼稚園	学校教育課	60	
		78 玉里幼稚園	学校教育課	100	
		79 元気っ子幼稚園	学校教育課	600	
		80 小川南中下急傾斜地対策	学校教育課	1,000	
		81 旧野田幼稚園(施設の修繕)	学校教育課	95	
		82 旧吉影幼稚園(施設の修繕)	学校教育課	70	
		83 玉里北小児童クラブ専用室(施設の修繕)	学校教育課	1,575	
		84 小美玉学校給食センター(施設の修繕)	学校給食課	1,200	
		85 玉里学校給食センター(施設の修繕)	学校給食課	500	
		86 史料館収蔵資料の修復	生涯学習課	1,800	
		87 分団消防機庫(施設の修繕)	消防本部総務課	585	
		88 消防緊急通信指令施設(備品の修繕)	消防本部総務課	670	
		89 美野里消防署(施設の修繕)	消防本部総務課	1,427	
		90 防火水槽(施設の修繕)	消防本部警防課	3,665	
		(2) 防災体制の強化	91 自主防災組織の育成・支援	地域振興課	-
			92 災害備蓄整備	地域振興課	76,067
			93 地域防災計画の見直し	地域振興課	-
	94 地域防災訓練の実施		地域振興課	-	
	95 学校危機管理対応マニュアルの作成		学校教育課	-	
	96 災害時情報伝達手段整備		地域振興課	-	
	3 都市基盤の復旧	(1) 道路・橋梁等の復旧	97 道路の原状回復	管理課	193,717
		(2) ライフラインの整備	98 上水道(美野里地区)災害復旧事業	水道課	18,634
			99 上水道(小川地区)災害復旧事業	水道課	18,635
100 公共下水道災害復旧事業			下水道課	208,004	
101 農業集落排水災害復旧事業			下水道課	120,400	
102 戸別浄化槽災害復旧事業			下水道課	2,589	
4 産業の復旧	(1) 農畜水産業の復旧	103 農業用施設災害復旧事業	農政課	243,858	
		104 被害農業者賠償請求に関する支援窓口の設置	農政課	-	
		105 系統緊急農業災害資金(原発事故)利子助成事業	農政課	1,250	

4 産業の復旧	(2) 商工業の復旧	106 各種融資制度の相談業務	商工観光課	-
		107 プレミアム付き商品券の発行事業	商工観光課	10,000
	(3) 観光産業の復旧	108 観光産業の支援	商工観光課	-
		109 茨城空港ターミナルビルイベント開催事業	空港対策課	-

小美玉市震災復興計画

平成 24 年 3 月
茨城県小美玉市

.....
小美玉市災害復旧対策本部
〒319-0192 茨城県小美玉市堅倉 835 番地
0299-48-1111